

「建物明渡等請求事件」について

1 事件名

「令和 4 年（ワ）第 95 号 建物明渡等請求事件」

（福岡地方裁判所飯塚支部）

2 事件概要

飯塚市は、一般社団法人内野地区活性化協議会に対し、内野地区の活性化事業と観光事業の拠点として使用することを条件に、令和 2 年 4 月 1 日付けにて土地建物賃貸借契約を締結したが、令和 3 年 3 月 31 日をもって契約が終了した後も管理人であった被告は退去せず、内野宿長崎屋（管理棟）を不法に占有している。

速やかに明け渡すよう求めたが応じないため、令和 4 年 6 月議会において議決を受け、福岡地方裁判所飯塚支部に建物明渡等を求めて訴訟を提起し、この度、本市の主張が全面的に認められた判決が言い渡された。

3 保全執行

令和 4 年 8 月 9 日 公示書写しを長崎屋（管理棟）の室内の壁に貼付

4 裁判経過

令和 4 年 11 月 9 日 第 1 回口頭弁論（被告不出頭）

令和 4 年 11 月 16 日 判決言渡し（被告不出頭）

5 判決主文

- ・被告は、原告に対し、別紙物件目録 1 記載の建物を明け渡せ。
- ・被告は、原告に対し、別紙工作物目録記載の工作物を収去して別紙物件目録 2 記載の土地を明け渡せ。
- ・被告は、原告に対し、令和 4 年 10 月 7 日から第 1 項の建物の明渡し済みまで 1 か月 2 万円の割合による金員を支払え。
- ・被告は、原告に対し、令和 4 年 10 月 7 日から第 2 項の土地の明渡し済みまで 1 か月 1 万円の割合による金員を支払え。
- ・訴訟費用は被告の負担とする。
- ・この判決は、仮に執行することができる。

○物件目録

1 建物

所 在	飯塚市内野字上町 3273 番地
家屋番号	未登記につきなし
種 類	居宅
構 造	木造かわらぶき平家建
床 面 積	82.81 平方メートル

2 土地

所 在	飯塚市内野字上町
地 番	3273 番
地 目	宅地
地 積	1091 平方メートル

○工作物目録

種 目	舞台
構 造	不明
大 き さ	6 メートル四方

※別紙平面図中の斜線部分

長崎屋 平面図

